

令和元年 5 月 15 日

登録美術品の登録について

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、3 件の美術品が登録美術品として登録されましたので、お知らせします。

詳しくは、別添 1「今回の登録美術品について」を御覧ください。

なお、今回登録される 3 件の美術品は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、千葉市美術館の各館において公開される予定です。

○登録美術品制度について（詳細は別添 2）

本制度は、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づくものであり、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録美術品として登録し、美術館で積極的に公開することにより国民の美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。

所有者には、登録された美術品について、美術館で安全かつ適切な保管がなされることや、美術品による相続税の物納が容易になることなどの利点があります。今回の新規登録を含めて 83 件 9,237 点の美術品が登録されています。

<担当> 文化庁企画調整課

課長 榎本 剛

課長補佐 藤本 慎也

美術品補償調査官 松本 純子

事業係長 新井 慶子

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-3104（直通）

今回の登録美術品について

1 所有者：

下記①：個人

下記②，③：個人

2 登録日：令和元年5月14日

3 公開美術館（予定）：

下記①：東京国立近代美術館（東京都千代田区）

下記②：京都国立近代美術館（京都府京都市）

下記③：千葉市美術館（千葉市中央区）

※公開のスケジュールは各館において決定されます。

4 登録美術品の概要：

	登録 番号	美術品の名称	種類	制作時期	員数
①	81	このはなの さく や ひ め 木花之佐久夜毘売	絵画	昭和時代（昭和 28 年（1953））	1 幅
②	82	ふ じ さ ん の ず 富士山之図	絵画	昭和時代（昭和 22 年（1947））	1 点
③	83	かつ せん い きょ ず 葛仙移居図	絵画	大正時代（大正 7 年（1918））	1 幅

【登録番号 81】

作品名：木花之佐久夜毘売

員数：1幅

法量・形状等：紙本 著色，掛幅装，寸法：174.0 × 74.8 cm

制作時期：昭和時代・昭和28年(1953)

制作者：安田 靱彦 (1884—1978)

説明：

本作は、大正から昭和期を代表する日本画家・安田靱彦の作品である。靱彦は、日本の伝統美を追求し、深い考証に裏付けられた典雅で華麗な歴史画の名作を数多く残している。

本作も、古事記や日本書紀に登場する女神・木花之佐久夜毘売を主題とする歴史画で、再興第38回日本美術院展に出品された作品である。噴煙をたなびかせる富士山を背にし、岩に座した貴婦人風の女人の姿で描かれる。左手に桜をもち、また足元にも桜の枝が描かれる。桜には、セキレイとみられる鳥が一羽とまっている。木花之佐久夜毘売は富士山を神体山とし、富士山本宮浅間大社をはじめ、各地の浅間神社に祀られている。また、その神木は桜である。桜にとまるセキレイは、日本書紀の伊邪那岐命・伊邪那美命の国生み神話で夫婦の契りを教える鳥として登場し、安産の女神としても知られる木花之佐久夜毘売のイメージと重なる。これらのモチーフは靱彦の豊かな学識と考証に裏付けられたものである。また、肥瘦の少ない洗練された描線や丹念な彩色は、靱彦の歴史画の特徴をよく示し、清澄で気品ある作品となっている。

なお、画面右下には「安」の朱文方印が据えられ、靱彦自筆の墨書のある箱を伴う。

本作は、靱彦の代表作の一つとして学術的価値は高い。

(写真)



【登録番号 82】

作品名： 富士山之図 ふじさんのす

員数： 1点

法量・形状等： 紙本岩彩 しほんがんさい, 額装, 寸法： 116.0 × 91.5 cm

制作時期： 昭和時代・昭和22年(1947)

制作者： 梅原龍三郎 うめはらりゅうざぶろう (1888—1986)

説明：

本作は、明治末から昭和時代を代表する洋画家・梅原龍三郎の作品である。

龍三郎の作品は明るく豊麗で、生命感に満ちあふれた色彩美が特徴である。裸婦や北京の風景の連作、浅間山 あさまやま や富士山等の山々等を主題とし、西洋的志向に東洋的装飾性も加えた龍三郎独特の日本的洋画が模索された。

本作は、戦後、富士を盛んに連作していた時期の作品である。裏面のラベルから、昭和22年に伊豆大仁 おおひと で描かれ、同24年に還暦記念で開催された「梅原龍三郎・安井曾太郎 やすいそうたろう 自選展」(会場：銀座松坂屋)に出品された作品であることがわかる。龍三郎自信の作であったことがうかがえる。

前景に針葉樹の茂みを描き、中景に広がる田畑 か の がわ と狩野川を隔てて連なる山々、遠景中央に雪を頂く巨峰富士を大きく描く。富士の背後には、雲を浮かべた青空 すがすが が広がり、清々しさを感じる。その図様は、本作と同年に制作された《朝陽》(第21回国画会展出品、大原美術館所蔵)と類似し、姉妹作と位置付けられるが、彩色は全体に薄塗りで穏やかである。

龍三郎は、日本の伝統技法や伝統的な色彩の美しさを洋画の表現に取り入れ、色彩の美しさを追求するために和洋こだわりなく素材や画材を柔軟に選択した。日本画で使用する岩絵具 いわえのぐ を油で練って油彩画に導入したり、岩絵具をポリビニル系水溶液等で溶いた「デトランプ」という技法 しじたい を用いたりして数多くの作品を残している。また、支持体にもキャンバスに代わって間合紙 まにあいがみ 等の紙を用いることがあった。

本作もまた、紙を支持体とし、岩絵具を用いて描かれており、龍三郎の制作の特徴をよく備えた作品といえる。

本作は、独自の日本的洋画様式の確立にむけて試行錯誤を重ねた梅原龍三郎の作画態度をよく示す作品の一つであり、学術的価値は高い。

(写 真)



【登録番号 83】

作品名： 葛仙移居図 かつせんいきよず

員数： 1幅

法量・形状等： 絹本 著色，掛幅装，寸法：188.2 × 70.8 cm けんぼんちやくしよく

制作時期：大正時代・大正7年(1918)

制作者： 富岡鉄斎(1836—1918) とみおかてつさい

説明：

明治・大正時代を代表する文人画家・儒学者である富岡鉄斎の作品である。 ぶんじん が か

鉄斎の作画は、博学な知識に裏付けられたもので、画題は多岐にわたる。文人画を基本に、大和絵や狩野派・琳派等様々な絵画様式を用い、奔放な筆致と豊かな色彩で、晩年まで旺盛な創作活動を続け、生涯で一万点以上の作品を残したと言われる。

本作は、中国・晋の時代の道士で、神仙術の大成者である葛洪(字は稚川，号は抱朴子，283～343)が羅浮山に居を移す様子を主題とする。中国の古典を典拠としたもので、原典の考証を画に反映する鉄斎の作画姿勢をよく示す。

遠景・中景に陰しい深山を奔放かつ緻密な筆遣いで量感をもって表す。流れ落ちる滝は激しい溪流となって近景に至る。溪流にかかる橋には、牛の背に乗り童子を伴う葛洪が、緩やかに歩みを進め仙境に分け入る様子を細かく丹念に描く。その先には、家屋に葛洪の到着を待つ女人と庭を掃く童子を、また葛洪が歩みを進める道の傍らには靈芝、家屋手前に鹿と瑞祥の景物を描く。全体に豊かな色彩が施された仙境図の大作である。

画面右上方には、葛洪の著書『抱朴子』外篇・広譬を典拠とする鉄斎自筆の賛文があり、識語に「大正七歳戊午桃花節／八十又三齡 鉄斎外史百鍊」とあることから、大正7年、鉄斎83歳の作品であることがわかる。また、同年5月の自筆墨書のある箱を伴う。箱書もまた、葛洪の事績を記す。

《葛仙移居図》は、王蒙《葛稚川移居図》(北京故宮博物院所蔵)等、中国ではしばしば描かれてきた伝統的な画題であり、本作もそうした図様をふまえたものといえる。

なお、本作は、制作と同年の大正7年12月刊行『明治大正書画大観 玄 鉄斎外史題 簽』(編纂兼発行者：瀬川光行，発行所：書画大観刊行会)に収載されている。本書の凡例には「現存作家に在りては 予め自選を請ひ」とあることから、本作が鉄斎の自信作の一つであったことがうかがえる。

本作は、氣力に満ちた鉄斎晩年の代表作の一つと位置付けられる作品であり、学術的価値は高い。

(写真)



制度発足の経緯

近年、我が国において美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人数も増加している。一方、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われるが、それらがすべて美術館において一般公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると思われる。

このような状況を踏まえ、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を目的として、平成10年6月に「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」が公布され、同年12月の施行により登録美術品制度が発足した。今回の新規登録を含めて83件（9,237点）の美術品が登録された。（令和元年5月15日現在）

なお、登録美術品制度の特例措置である相続税について、平成18年に初めて登録美術品で物納がなされた。また、平成24年にも2例目となる物納が行われている。登録美術品であった作品は物納後、引き続き契約美術館において公開され、活用が図られている。

制度概要

優れた美術品（※1）を文化庁長官が登録し、美術館（※2）において公開することにより、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を促進する。

(1) 美術品の登録

美術品の所有者からの登録の申請に基づき、文化庁長官が有識者の意見を聴取した上で登録の可否を決定。

(2) 登録基準

「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」のいずれかに該当するもの。後者については、「我が国の国立美術館・博物館のコレクションの主要な部分を構成する価値を有する」作品。

(3) 登録美術品公開契約の締結

所有者は、登録美術品を公開する美術館と「登録美術品公開契約」を締結。契約は5年以上にわたって有効であること及び一方的に解約できないこと等を規定。（寄託よりも安定した公開が可能）

(4) 相続税の物納の特例措置

相続税を納付する際、登録美術品による物納を希望する場合は、物納が認められる優先順位が、一般の美術品の第3位から国債や不動産と同等の第1位となり、物納が容易となる。

（※1）絵画、彫刻、工芸品のほか書籍、典籍、古文書などの文字資料、考古資料、歴史資料など

（※2）博物館法で規定する登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品の公開及び保管を行うもの

登録美術品の利点

(1) 所有者の利点

①美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心

美術品所有者はこの登録美術品制度により、登録美術品を契約美術館において専門家の手により安全かつ適切に保管、管理してもらうことができる。

②相続税の物納の特例措置

登録美術品の所有者が個人の場合は、相続が発生した場合、相続税について、登録美術品で物納しやすくなる。

相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされているが、その際の優先順位は、

第1順位 国債及び地方債又は不動産及び船舶

第2順位 社債及び株式

第3順位 動産

であり、一般の美術品は第3順位の動産に含まれる。しかし、登録美術品を相続した場合には、一般の美術品とは異なり、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、登録美術品で物納することが容易となる。

(2) 契約美術館の利点

①安定した公開が可能

公開契約は、5年以上有効でありまた当事者が一方的に解約の申入れをすることができないことから、一定期間所蔵品と同様に安定かつ計画的に管理、保管をすることができる。この点で、通常の寄託契約と大きく異なっている。

②登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

登録美術品が物納された後は、国は契約美術館に優先的かつ継続して無償貸与する予定なので、所蔵品と同様に継続して公開することが可能。

登録美術品公開までの流れ

美術品所有者が美術館へ相談（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）



美術品所有者から文化庁に申請（美術館の協力を得て申請書作成）



文化庁の審査（文化庁長官が、美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）



登録の可否を申請者に通知



登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結（登録通知を受けた日から3か月以内）



登録美術品の公開（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

●文化庁ホームページ 登録美術品制度の御案内

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/torokubijutsuseido/